○東北地方整備局告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十三日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年東北地方整備局告示第五十七号いわき都市計画道路事業三・四・百二十七号三函台山線及び三・四・二号国道六号線

三　事業施行期間　自平成十八年三月十七日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十三日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　いわき都市計画道路事業三・三・百一号平磐城線

三　事業施行期間　自平成二十四年三月二十三日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　福島県いわき市小名浜字本町、字西町、字定西、字竹町、字船引場及び字辰巳町地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月二十三日　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
八王子市高尾町二三三一番一八から同市南浅川町二七九六番四まで	前	一四・七〇～一四・七〇〜一一九・二〇〇メートル
	後	六八・四〇〇・五八五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	八王子市高尾町二三三一番一八から同市南浅川町二七九六番三まで	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月二十五日

○関東地方整備局告示第八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百四十六号	神奈川県足柄上郡山北町向原字中里二四九一番一〇から同町向原字下本村一九七六番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月二十三日

○関東地方整備局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
市川市堀之内二丁目三三八四番一から同市国分七丁目一四九九番七まで	前	五六・一九～三二四・二六メートル
	後	六一・八六～三二四・二六〇〇・六九六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第八十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
八王子市南浅川町二七八七番一地先から同市裏高尾町八七二番四まで	前	四五・〇〇～二〇三・〇〇メートル
	後	四五・〇〇～二一六・〇〇〇二・一五八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第八十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	八王子市南浅川町二七八七番一地先から同市裏高尾町八六五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月二十五日